

平成23年度 第3回 尾道市公立大学法人評価委員会 議事要旨

日時：平成24年1月10日（火）13時00分～15時15分

場所：尾道市役所4階 市長応接室

- 議事：1 平成23年度第2回尾道市公立大学法人評価委員会議事要旨について
2 公立大学法人尾道市立大学業務方法書(案)について
3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬等基準(案)について
4 公立大学法人尾道市立大学中期目標(案)について
5 公立大学法人尾道市立大学中期計画(案)について
6 その他

1 平成23年度第2回尾道市公立大学法人評価委員会議事要旨について

第2回評価委員会議事要旨について事務局が説明を行い、審議の結果、全員一致で原案どおり承認することとし、速やかに公開することとした。

2 公立大学法人尾道市立大学業務方法書(案)について

事務局より、業務方法書は法人が申請したものを市長が認可する際に評価委員会の意見を聴くものであるが、今回は事前確認のために提案しており、正式には法人設立後の評価委員会で審議をしていただくようになること、及び資料1の内容について説明を行い、委員から次の意見が出された。

（委員） 第2条に「効率的な運営」とあるが、これは法人の判断で行うことになるのか。例えば金額の大きい委託契約を締結する場合についても、効率化に資するものであれば法人の判断に任せることになるのか。

（事務局） そのようになる。

（委員） 第2条に「中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき」とあるが、単に「中期目標に基づき」としなかった趣旨は何か。

（事務局） 中期計画の方がより詳細なものになっていることによるが、深い考えがあったわけではない。

（委員） 中期目標は市が定めて、中期計画は法人が定めるものであるが、どちらが適切なのか検討しても良いかもしれない。

今回の会議での意見を受けて市及び大学で再検討を行い、次回の会議で業務方法書について再度審議することとした。

3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬等基準(案)について

事務局より、市長は法人が届け出た役員報酬等基準を評価委員会に通知し、評価委員会は役員報酬等基準が社会一般の情勢に適合したものであるかの意見を市長に申し出ることができるが、今回は事前確認のための提案であり、正式には法人設立後の評価委員会で審議をしていただくようになること、及び資料2の内容について説明を行い、委員から次の意見が出された。

(委員) 報酬の決定に当たっては、国家公務員の指定職俸給表を参考にしたとのことであったが、各号俸はどのような役職の方に適用されるものなのか。

(事務局) 概ね、8号俸は旧帝大の学長、7号俸は神戸大学・広島大学等の学長、6号俸は山口大学・愛媛大学等の総合大学の学長、5号俸は単科大学の学長といったところになる。

(委員) 教職員を兼務する理事に対して役員報酬を出していない法人があるが、これはなぜか。

(委員) 役員に就任した場合は管理職手当が加算されている。

(委員) 期末手当の支給率が市と同額であるが、人事院勧告で変わることがあるが、その時はどうするのか。

(事務局) 法人で判断される内容ではあるが、現在の思いとしては、連動すべきではないかと考えている。

(委員) 退職手当の調整額にある調整月額の根拠は何になるのか。

(事務局) 尾道市の退職手当条例の規定による。

(委員) 支給率に基づき算出した金額と比べて調整額が高すぎると感じるが、市の規定もそうなっているのか。

(事務局) そうなっている。

(委員) あまりに高すぎる調整額のあり方に疑問を感じる。同じ金額を支出するのであれば支給率を上げたほうが分かりやすい。

(事務局) 役員退職手当を教職員の例により算出することになっているが、教職員であれば5～6年で自己都合以外で退職することはなく、調整額算定割合は0%になり調整額が支給されないことになる。役員退職手当に教職員の算出方法をそのまま当てはめるべきかについて再度検討する。

(委員) 退職手当の費用は、法人で退職したら法人の負担になり、市に帰って退職したら市の負担になるか。どちらで退職するかで負担者が変わると法人の財政計画に影響を与えることにならないか。

(事務局) 退職手当は、退職時点で所属する団体が支給することになるが、法人が支給する退職手当の費用は、市から法人へ運営費交付金で交付するので、法人財政の負担にならないようにしている。

(委員) 企業であれば役員報酬の総額を定めて、それを超えないようにしているが、法人は上限なしで上がる場合があるか、又は総額を定める枠組みはあるのか。

(事務局) 総額を定める枠組みはない。

(委員) 市の退職金を受け取った者に対しては法人から退職金が支給されないとのことであったが、問題は無いか。

(事務局) 定年又は勸奨で退職した者には退職金を支給しないが、普通退職で退職金を支給したのものには支給可能である。また、これは役員に限ったことで、職員として従事する場合は支給することになる。

(委員) 教職員を兼ねない理事は何人を予定しているか。

(事務局) 現在は予定していない。

(委員) 理事の定数は決まっているか。

(事務局) 5人以内になっている。理事長を含めると6人以内になる。

(委員) 退職金の算定資料が6年までになっているが、これ以降はどうなるか。

(事務局) 理事長の任期は6年が上限になる。

(委員) その他の部分については、社会一般の情勢から外れたものでないと感じる。

今回の会議での意見を受けて市及び大学で再検討を行い、次回の会議で役員報酬等基準について再度審議することとした。

4 公立大学法人尾道市立大学中期目標(案)について

事務局が資料3により第2回評価委員会が出された意見に基づき変更した箇所の説明を行った後に、委員から次の意見が出された。

(委員) 資料17ページ「第6-(3)業績評価制度の構築」で、前回の評価委員会での意見を踏まえて、「業績評価制度を構築するとともに、その評価が適正に反映される処遇制度の導入を目指す」(変更前は「検討する」)と変更されたが、こうしたことを実施している大学もあるが、非常に問題が多くて、踏み込みすぎとも感じるが。

(事務局) 大学とも協議し、学長も一定の判断をされて、この表現に至っているので問題ないものと考えている。

(委員) 中期目標は6年間で法人が実施するものを掲げるが、中にはできないものも出てくると思う。ただ、ここには「こういう大学にしてください」という設置者の姿勢を示さなければならない。ただ、行きすぎがあってはならないので大学との協議をするようになっている。

今回の会議をもって、中期目標(案)については原案のとおり定めることが適当である旨の議決がなされた。

5 公立大学法人尾道市立大学中期計画(案)について

事務局が資料4により第2回評価委員会が出された意見に基づき変更した箇所の説明を行った後に、委員から次の意見が出された。

(委員) 資料28ページ「第4-1-(4) 学習効果向上のための環境整備」の計画について、「芸術文化学部では学生の成績とポートフォリオに基づく面接等をいっそう充実させる」とあるが、この中の「成績」は、「成績を充実させる」になるのか、「成績に基づく面接等」になるのか。

(事務局) 「成績とポートフォリオ」に基づき面接等を充実させることを意図している。

(委員) この文章表現では「成績を充実させる」ととれるので、対応を検討してはどうか。「成績と」を削除しても目指すことは伝わると考える。

(委員) 資料27ページ「第4-1-(2) 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、国際的に通用する人材の育成」の計画について、前回の評価委員会で国際感覚を身に付けるための計画をということで追加されたが、にも読書の促進について触れてあり、さらにここで読書について触れる必要があるか。

(事務局) 行動によって得られる国際感覚もあるが、ここでは多読により目指す計画になる。

(委員) 大学の中で育てられないようなグローバル人材が強く求められており、それに向かうきっかけになるものを大学で提供できたらいいと多くの大学が考えている。

海外へ出て行くシステム作りをしたり、外国の人との交流の場を提供したり、何か思い切ったものが欲しいと考えるが。

ただ、読み込む力を教えたいということも重要だ。

(事務局) 読書も単に好きな本を読めばいいのではなく、基礎演習の共通化を図る中で実施していく計画として考えている。

(委員) そのことは非常に重要で、共通化の中身はこれから検討されると思うが、その時に国際的な教養という基盤をおくといい。

(委員) 基礎演習の共通化は、学部学科を越えて行われるか。

(事務局) 学部学科別になると考えている。

(委員) 資料27ページ「第4-1-(2) 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、国際的に通用する人材の育成」の計画でTOEICの単位取得者数の増加をあげているが、年度計画の中で「全学生にチャレンジさせる」、「平均点何点を目指す」といった方向性が出ているか。

(事務局) 単位認定者数の増加を目指している。

(委員) 例えばTOEIC500点を過半数にするとか、そういった計画があってもいいのではないか。

(委員) 資料27ページ「第4-1-(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成」の計画について、前回の評価委員会の意見を受けて「各学部・学科・コース」に変更されたが、その後に「ディプロマ・ポリシーをさらに専門分野別に具体化させ」と続くと、「コース」をさらに専門分野別に具体化させるのは細かくなりすぎるので、「さらに専門分野別に」は削除してはどうか。

(事務局) 資料35ページ「第5-1-(1) 地域社会と連携・協働」の計画について、「市内諸団体等の取組を支援する」という表現は行政用語のようであまり良くない。「市内諸団体等との連携・協働を図る」などとしてはどうか。

(委員) 資料36ページ「第5-2-(1) 国際交流の促進」に係る計画で海外の大学との協定にいての記載があるが、現在、提携大学は何校あるか。

(事務局) アメリカ1校、中国2校の3校と協定を締結しているが、現在オーストラリアの大学と協定を締結する方向で話をしている。

(委員) 海外の大学と協定を締結しようとする核になって活動をしてもらえる先生がいないと上手くいかないのでは、そういった先生の後押しをしないといけない。

また、実を結びやすい国際交流の方法として、同じような学部構成で先生・学生の交流がしやすい大学と交流するといい。

最近の学生は内向きだといわれることがあるが、海外を志向する学生は多い。ただ、海外へ行きたいがどうしたらいいかわからない、行きたいがちょっと不安があるという学生が多いので、後押ししてあげる仕組みが必要である。

(委員) 資料30ページ「第4-1-(7) 大学院教育」の計画で「作家の養成」とあるが、実際にそうしたカリキュラムを実施するのか。

(事務局) 美術研究科において作家の養成は大きな目標の一つである。

(委員) 現在の学生も実際にプロを目指しているのか。

(事務局) 最終的にはプロを目指すという考え方でやっている。

(委員) 今後の計画の策定に当たって、ぜひお願いしたいのが、難易度の高い計画や数値目標を掲げようとする、達成できなかつたら困る、運営費交付金が減額される、という議論になると思うが、目標は高邁なものを掲げ、計画はそれを実施できるものをより具体的に示していただきたい。

そして努力した結果、達成できればそれでよし、達成できなければマイナスとして批難されるということではない。

達成できなかった場合は、何ができなかった原因だったのかを自己点検するための材料としてもらいたい。

評価委員会委員の共通認識としてそうさせてもらうので、こんな計画を立てて達成できなかつたらどうするんだ、という議論は「無し」にしていただきたい。

今回の会議での意見を受けて市及び大学で再検討を行い、次回の会議で中期計画(案)について再度審議することとした。

6 その他

次回会議は、4月上旬から中旬までの間に実施する予定とし、期日は日程調整の上、決定することとした。